

USPTO、人道的技術を奨励する取組を開始(パブコメ募集)  
—査定系再審査の早期審査券の支給を奨励策とする試行プログラムを公表—

2010年9月20日  
JETRO NY 中槇、横田

米国特許商標庁(USPTO)は、本日付フェデラル・レジスター(官報)において<sup>1</sup>、人道的ニーズに対処する技術の開発及びその広範な普及を促進するための奨励策の一つとして、一定の要件をクリアする特許権者に対して、査定系再審査の早期審査券(fast-track ex parte reexamination voucher)を支給する試行プログラムを検討中であることを発表し、本案に関するパブリックコメントの募集を開始した<sup>2</sup>。

同官報によると、今般の試行プログラムは、自己の保有する特許技術を人道的目的のために利用可能としている特許権者に対して査定系再審査の早期審査券を支給することにより、人道的ニーズに対処する技術の創出及びライセンスを刺激する奨励策とするものであるとのこと。査定系再審査は商業上重要な特許に対して請求されることが多く、早期トラックで迅速かつ特別な費用を掛けずに特許権の有効性を確認することができる早期審査券の支給は、有効な奨励策になるとしている。また、当該早期審査券は、特許権者の所有する何れの特許に対しても利用可能であり、公開市場で入手した(transferred on the open market)ものにも利用できるとのこと。

今般の試行プログラムにおいて早期審査券の支給を得るためには、①特許技術を人道的利用のために貧困層(impooverished populations)に対して利用可能としていること、又は②熱帯病等の貧困層に大きな影響を持つ研究に関する特許であって、他の研究者にも緩い条件(generous term)で利用可能としていること、の何れかを満たす必要がある(詳細は官報参照)。

なお、同官報によると、今般の試行プログラムと同趣旨のプログラムが米国食品医薬品局(FDA)においても実施されており、同プログラムでは、「顧みられない熱帯病(NTDs)」に対する医薬開発を行っている企業等を対象に医薬承認プロセスを早期化する優先券が支給される由。

今般の提案に際し、同官報では12項目の質問を挙げてコメントを募集している。書面によるコメントの提出期限は11月9日であり、本件に関する公聴会は開催されない。

(了)

<sup>1</sup> 官報(PDF): <http://edocket.access.gpo.gov/2010/pdf/2010-23395.pdf>

<sup>2</sup> USPTO プレスリリース: [http://www.uspto.gov/news/pr/2010/10\\_41.jsp](http://www.uspto.gov/news/pr/2010/10_41.jsp)